最終更新日：2015年9月30日

テックファームホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO　永守　秀章
問合せ先：経営管理部　03-5365-7888（代表）
証券コード：3625
http://www.techfirm-hd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識し、経営における透明性の確保及びコンプライアンス遵守、経営効率の向上を重視した経営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	638,000	9.53
筒井　雄一朗	456,000	6.81
株式会社エクシング	320,000	4.78
小林　正興	318,000	4.75
株式会社読売新聞東京本社	264,000	3.94
株式会社ミライト	200,000	2.99
山村　慶子	194,000	2.90
志村　貴子	175,000	2.61
株式会社SBI証券	158,100	2.36
松井証券株式会社	138,700	2.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、平成27年6月30日現在の状況を記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式317,800株（4.75%）があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新村　鋭男	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新村　鋭男	○	―――	多くの企業の代表取締役を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験を有していることから、経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化のため、選任しております。また、上記選任理由に加え、独立役員として当社との関係項目に該当事項がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するように努めております。
監査役と内部監査室は、監査計画、監査の実施状況を共有し、効率的な監査を行うとともに、定期的に相互の監査の状況について確認、討議等を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小夫　みのり	税理士													
田中　好男	他の会社の出身者													
大井　哲也	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小夫　みのり	○	―――	税理士として税務及び会社財務に関する高度な専門知識を有しており、会社経営を統轄する十分な見識を有していることから、当社のコーポレートガバナンスの強化、業務監督の充実、また、会計監査の充実のため、選任しております。また、上記選任理由に加え、独立役員として当社との関係項目に該当事項がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、当社の独立役員として指定しております。
田中　好男		―――	経営者としての幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、当社の監査業務の充実のため、選任しております。
大井　哲也		―――	弁護士として豊富な経験と法的専門知識を有していることから、当社の監査業務の充実のため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

(1)平成23年10月21日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の発行を決議し、平成23年11月1日に付与いたしました。

(2)平成27年8月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の発行を決議し、平成27年9月18日に付与いたしました。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの取締役、執行役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年6月期における取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。
取締役に支払った報酬総額　89,105千円(うち社外取締役 0千円)
監査役に支払った報酬総額　10,450千円(うち社外監査役 10,450千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
取締役の報酬額は、経営状況、業績への貢献などを総合的に勘案して、取締役会に決議により決定し、監査役については、監査役の協議により決定しております。
なお、平成17年10月27日定時株主総会決議による取締役の報酬限度額年額200,000千円以内、平成18年10月26日定時株主総会決議による監査役の報酬限度額年額20,000千円以内であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役をサポートする専従の担当者はおりませんが、事務連絡については経営管理部及び総務部が行い、また情報の提供等については経営管理部及び内部監査室が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制
当社は、監査役制度を採用しており、取締役3名(うち社外取締役1名)で取締役会が構成され、監査役3名(うち社外監査役3名)で監査役会が構成されております。

(取締役会)
取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、グループ経営の基本方針、法令や定款で定められた事項、グループ経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。また、取締役会の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図る観点から、社外取締役1名を選任し就任しております。

(監査役会)
監査役は、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、監査の充実に努めております。監査役会は、毎月1回定例で開催するほか、取締役会をはじめ、必要に応じてグループ経営会議などの重要な会議にも出席し、経営、税務、会計、法

務等の幅広い知見から適法性、適正性、妥当性を確保するための助言、提言を行っております。また、各取締役との定期的な意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制を確保しております。

（グループ経営会議）
グループ経営会議は、取締役、監査役及び各グループ会社の社長により構成され、毎月１回定例で開催しております。グループ経営会議では、グループ全体及びグループ各会社の事業遂行に関する重要事項の審議と決議、グループ各社の事業進捗の報告、立案、討議等を行っております。また、グループ全体の意識の統一を図るとともに、グループ各社への経営指導及び監督を行っております。

（内部監査室）
当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室（１名）を設置し、監査役及び会計監査人と連携を図り、グループにおける業務活動の有効性及び効率性の観点から内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、グループ全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門の改善結果の確認、改善指導を行っております。

（内部統制システムの整備の状況）
当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための業務執行体制及び監査体制の整備に努めております。

（リスク管理体制の整備の状況）
当社では、プロジェクト管理、個人情報を含めた情報管理において特にリスクが内在していると認識しております。これらのリスクを軽減するために、各グループ会社の業務所管部署からの情報収集を実施し、経営会議等を通じて適切な施策を講じる体制となっております。

（提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）
当社の取締役が、子会社の取締役を兼任しており、毎月開催されるグループ経営会議及び取締役会において子会社の事業進捗、重要な課題及びリスク等への対処についての報告を行い、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制を整えております。また、子会社の業務の適正と効率性を確保するために、グループ管理規程及びその他の必要な規定の整備等を行っております。

２．内部監査及び監査役監査の状況
監査役と内部監査室は、監査計画、監査の実施状況を共有し、効率的な監査を行うとともに、定期的に相互の監査の状況について確認、討議等を行い連携を図っております。
監査役と会計監査人は、緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するように努めております。
なお、社外監査役小夫みのり氏は、税理士として税務及び会社財務に関する高度な専門知識を有しております。社外監査役田中好男氏は、経営者としての幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。社外監査役大井哲也氏は、弁護士としての豊富な経験と法的専門知識を有しております。

３．会計監査の状況
当社は、有限責任 あずさ監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。
　指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 斎藤 昇
　指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小出健治
会計監査業務に係る補助者は公認会計士５名、その他１名であります。
また、継続監査年数については、いずれも７年以内であるため、記載を省略しております。

４．社外取締役及び社外監査役
当社の社外取締役は１名、社外監査役は３名であります。各社外役員は、取締役会をはじめ、必要に応じてグループ経営会議などの重要な会議にも出席し、適法性、適正性、妥当性を確保するための助言、提言を行っております。また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役１名及び社外監査役３名による社外視点で、経営監視機能を果たす体制をとっております。
社外監査役の大井哲也氏が所属しているTMI総合法律事務所との間に法律顧問契約を締結しておりましたが、監査役就任に伴い顧問契約を解除しております。なお、当社が直前事業年度において同事務所に支払った弁護士報酬は、当社の販売費及び一般管理費総額の１％未満と僅少であります。
社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有はございません。また、上記を除き、社外取締役及び社外監査役とは人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。
なお、社外取締役の新村鋭男氏並びに社外監査役の小夫みのり氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。

５．社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針
当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外監査役３名による監査体制が経営監視機能として有効に機能すると判断し、監査役設置会社形態を採用のうえ、監査役会を設置しております。また、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能である取締役会は、取締役３名（うち社外取締役１名）で構成されており、経営判断の適正性と迅速な業務執行が可能な経営体制をとっております。
なお、当社の企業統治の体制は、事業規模等を勘案したものであり、効率的かつ効果的に機能すると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は6月であり、株主総会開催集中日は回避されていると考えております。
その他	開催場所を交通の便の良い会場に設定し、株主がアクセスしやすいよう配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算発表後に機関投資家向け説明会を実施しております。また、これらに加え、四半期開示後にはアナリストの個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR専用サイトを設け、決算情報等の適時開示資料、有価証券報告書のほか、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する部署は経営管理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、インサイダー取引防止規程を制定し、内部情報の管理の徹底、インサイダー取引の未然の防止に努めるとともに、適時適切な情報開示を行うことを定めております

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において次のとおり、決定し運用しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役は、法令又は定款違反の事実、及びそのおそれがある事実を発見した場合には、速やかに監査役へ報告するとともに、取締役会において報告する。
(2) 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。
(3) 取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、取締役の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 文書（関連資料及び電子媒体に記録されたものを含む。）やその他の情報管理に関する社内規程を整備し、これを遵守する。
(2) 文書の保存期間については、法令に定められているもののほか、社内規程に従い、業務上必要な期間保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 各種業務執行に関する社内規程を整備し、これを遵守することにより、事業リスクの把握と低減に努める。
(2) 情報セキュリティにおけるリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」並びにそれらに基づいて策定された関連諸規程に従い、適切に管理する。
(3) 取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 組織の構成と各組織の業務分掌と責任・権限を明確にする組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程を整備する。
(2) 取締役会を毎月１回開催し、法令や善良なる管理者の注意義務等に基づき重要事項の決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(3) 取締役は、社内の重要会議等に出席し、各部署の状況を的確に把握するとともに、取締役会における判断材料の収集に努める。
(4) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) グループ倫理憲章及び就業規則において、法令や社内規程の遵守について定め、その必要性及び重要性を周知する。
(2) 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。
(3) 取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
グループ管理規程を整備し、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a グループ管理規程に基づき、子会社において法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。
b 取締役会が直轄する内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督するとともに、子会社における意思決定について、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 子会社に対し、その役職員へのグループ倫理憲章の周知徹底を要請し、当社グループ全体としての統制環境の醸成に努める。
b 取締役会が直轄する内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、取締役等及び使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適切に対応する。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)補助使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、監査役以外からの指揮命令は受けない。
(2)補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
9. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
10. 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
取締役及び使用人は、法令及び規定に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
11. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
(1) 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社管理担当部署に報告する。
(2)子会社の取締役等又は使用人から報告を受けた事項について、当社の子会社管理担当部署が当社の監査役に報告するべき事項及びその方法は、取締役と監査役との協議により決定する。
(3)内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
12. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社は、監査役に報告をした者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
(2)監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席することができる。

(2)監査役は、必要に応じて会計をはじめとした各種業務資料や情報システム、内部監査資料等を閲覧することができる。
(3)監査役が、内部監査室や会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報の交換を行うための場を設ける。
15. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
(1)当社は金融商品取引法の定めに従い、業務プロセス及びそこに内在するリスクと統制の分析を実施し、健全な内部統制環境の構築と、全社レベル及び業務レベルにおける統制活動及び評価体制の有効性維持に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
(2)取締役会が直轄する内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適正性を損なう危険がある行為を発見した場合には直ちに取締役会に報告する。
16. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
(1)当社は反社会的勢力排除に向けたガイドラインを策定し、取締役及び全従業員に周知し、これを遵守させる。
(2)顧問弁護士等の専門機関との緊密な連携関係を構築し、有事において組織的に対応できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けたガイドラインを策定し、取締役及び全従業員に対して反社会的勢力排除に関する確認書の提出を義務付けております。
また、顧問弁護士との緊密な連携関係を構築しており、有事には当社経営管理部が全社を統括し、毅然とした態度で対応できる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

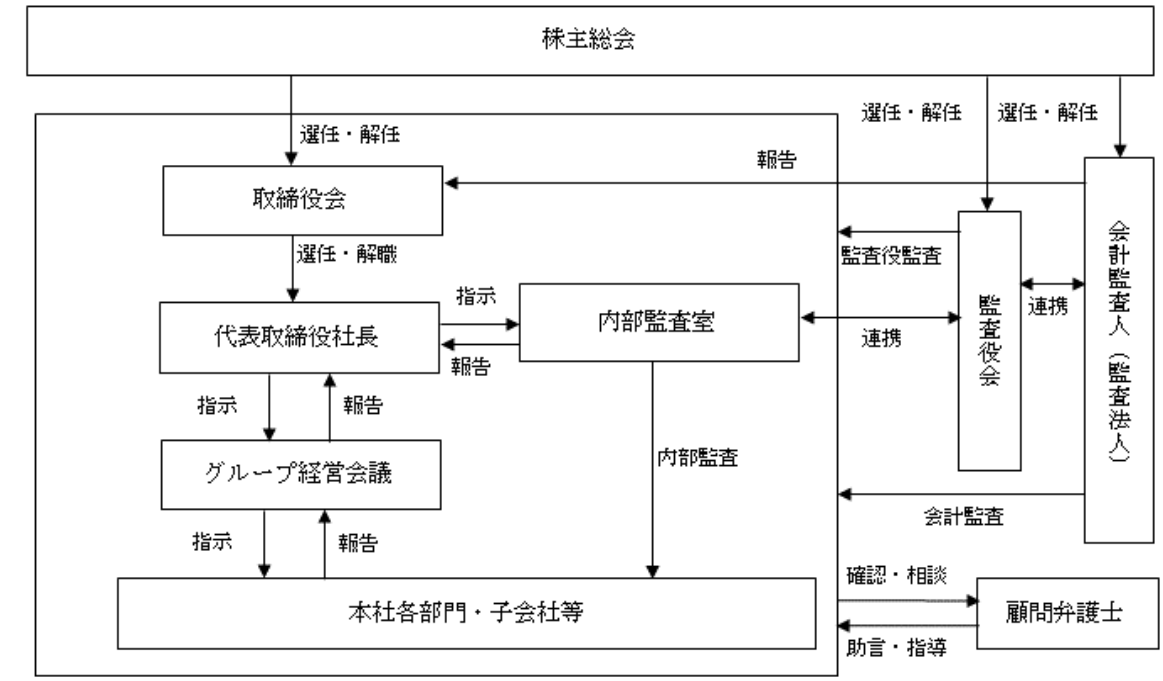
該当項目に関する補足説明

―――

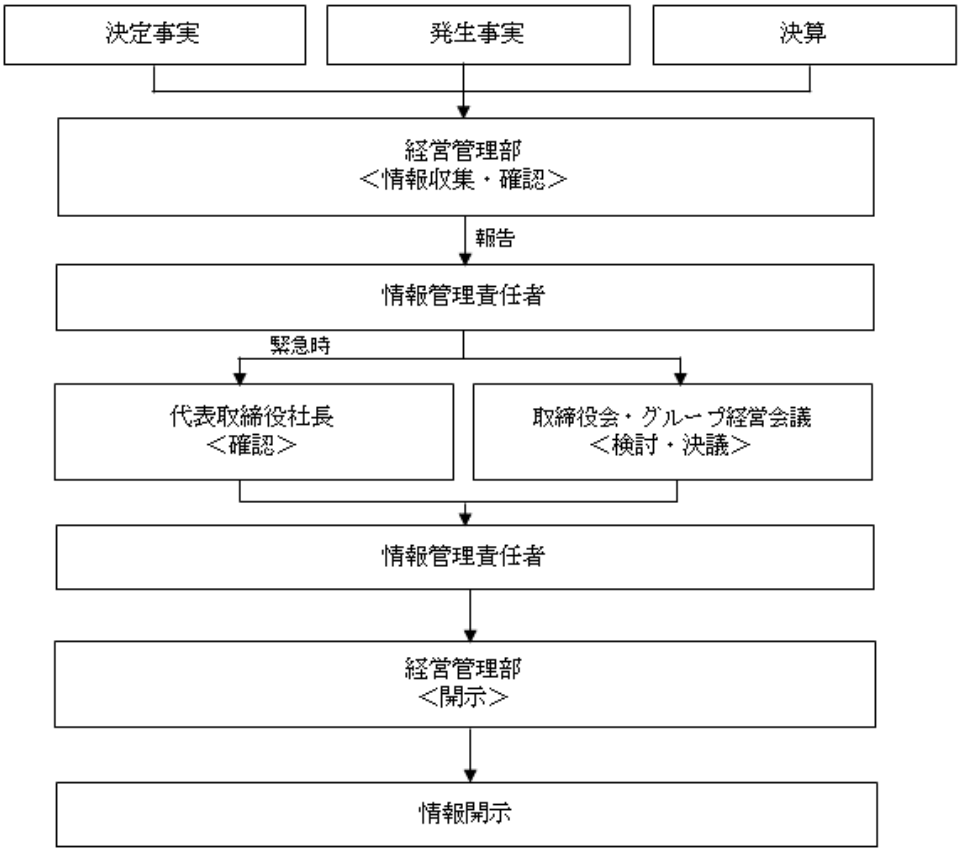
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】


決定事実
発生事実
決算
経営管理部
＜情報収集・確認＞
報告
情報管理責任者
緊急時
代表取締役社長
＜確認＞
取締役会・グループ経営会議
＜検討・決議＞
情報管理責任者
経営管理部
＜開示＞
情報開示